

## 地方公会計所有外管理資産の計上支援業務委託仕様書

### 1 業務名

地方公会計所有外管理資産の計上支援業務

### 2 業務の目的

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、所有権を持たないが管理権限を有する所有外管理資産のうち、指定区間外の国道及び指定区間の一級河川・二級河川ほか、重要性がある資産について、網羅的に把握し、固定資産台帳に適切に反映することを目的とする。

### 3 業務内容

#### (1) 対象とする所有外管理資産の範囲

- ・対象とする所有外管理資産の範囲は、県が管理する国道、一級及び二級河川並びに治水ダムとする。

#### (2) 関連部署との調整

- ・所有外管理資産所管課、工事システム所管課及び支払データ等会計システム所管課に対し、本業務の概要及び資料提供の依頼等、本業務の遂行に際し必要な事項につき、説明会を実施する。
- ・所有外管理資産所管課に対し、当該資産に関するデータ保有状況を確認する。(維持管理記録、既存の管理台帳、契約書、工事データ、支出データ等を想定。)

#### (3) 対象とする資産の抽出及び選別

- ・所管課等が保有するデータを基に、管理権限や整備費負担の有無に基づき、所有外管理資産としての計上の対象とするものを特定する。

#### (4) 対象とする資産の評価基準及び計上方針の決定

- ・対象とする資産について、原則として取得原価(整備支出額)を開始時簿価として算定する。
- ・取得原価が不明なものについては、統一的な基準に準拠した評価基準を定めて算定する。

#### (5) データ整備

- ・対象とする資産の名称、所在地、所管課、取得年月日、耐用年数等の固定資産台帳に記載する項目のデータを作成する。

#### (6) 固定資産台帳への記載

- ・勘定項目の設定や算出した減価償却累計額などの情報を固定資産台帳に登録する。

### 4 受託者の要件

- ・勘定項目の設定や算出した減価償却累計額などの情報を固定資産台帳に登録する。

・本業務の受託において、「業務責任者」及び「業務担当者」を選任し、本業に係る業務遂行体制を構築すること。

「業務責任者」については、業務を円滑に推進し、スケジュール管理を適切に行うことができる者を従事させること。

「業務担当者」については、本業務に従事するにあたり、国や地方公共団体の動向を熟知し、かつ統一的な基準による地方公会計マニュアルに精通した専門性を有している必要があることから、これらの要件を有し、かつ総務省「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」アドバイザーリストに登録がある者を配置し業務に従事させること。

・本業務は、限られた期間において、制度に基づいた正確な財務書類の作成に関して適正な助言、指導及び作成を必要とする業務であることから、都道府県において、統一的な基準に基づく財務書類作成支援業務及び固定資産台帳整備業務の実績を有すること。

・業務遂行にあたっては、県と緊密に連携しながら誠実に業務を遂行すること。

・必要に応じて各所属とも連絡を取りながら効率的に業務を遂行すること。

・県からの問い合わせに対し、遅滞なく対応できる体制を確保すること。

## 5 成果品

(1) 所有外管理資産一覧表 紙ベース

(2) 所有外管理資産データ(CSV、Excel)

(固定資産台帳システムへ取り込み可能なフォーマット)

※電子データは、ウイルス対策を行い安全性を確認の上、納品すること。

(3) 資産評価根拠書(算定方法、評価基準)

(4) 本業務の結果報告書

## 6 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

本業務は、本県の検査合格をもって完了とする。

## 7 納入場所

和歌山県 総務部 管財課

## 8 秘密保持

業務上知り得た情報の漏洩防止と、契約終了後のデータ返却・廃棄を徹底する。

## 9 権利の帰属

成果物の所有権は本県に帰属する。

## 10 契約不適合責任

業務の内容に瑕疵があった場合は、受託者は本県と協議の上、無償で是正措置を講ずること。

## 11 その他留意事項

- (1) 受託者は、本県が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。
- (2) 契約にあたり、受託者が一括して業務を第三者に委託することは認めない。ただし、契約業務の一部について、本県の承諾を得た場合についてはこの限りではない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、本県及び受託者双方協議のうえ、定めるものとする。
- (4) 本県の固定資産台帳の作業及び公会計システムに関しては、下記の状況であることから、本業務を受託するにあたっては、当該要件を考慮に入れること。
  - ・例年、固定資産台帳は翌年度の9月に完成させている。
  - ・現行の公会計システムについては、令和9年度から新システムへ移行することを予定している。